

都立学校非常勤栄養職員の勤務条件

項目	内容
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</p>
勤務職場	<p>夜間課程を置く高等学校（島しょを除く。）</p> <p>配置予定校 都立一橋高等学校（東京都千代田区東神田1-12-13） 都立工芸高等学校（東京都文京区本郷1-3-9） 都立葛西南高等学校（東京都江戸川区南葛西1-11-1） 都立八王子拓真高等学校（東京都八王子市台町3-25-1） 都立青梅総合高等学校（東京都青梅市勝沼1-60-1）</p> <p>なお、再度任用時に勤務校が変更となる場合があります。</p>
職務内容	<p>(1) 都立学校の学校給食に関する業務（栄養管理、学校給食指導、衛生管理及び物資管理の補助）</p> <p>(2) 上記(1)に付随する業務</p>
求められる資格・能力	<p>下記の(1)から(5)まで及び(8)の要件を全て満たし、かつ、(6)又は(7)に該当する者</p> <p>(1) 栄養士法（昭和22年法律第245号）で定める栄養士の免許を有している</p> <p>(2) パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができる</p> <p>(3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる</p> <p>(4) 都民、事業者等に対し親切かつ丁寧な対応を行い、相手を理解・納得させるためにわかりやすい説明ができる</p> <p>(5) 組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができる</p> <p>(6) 都立学校での栄養士の経験（臨時の任用を含む。）を有している</p> <p>(7) (6)外の学校給食法（昭和29年法律第160号）にのっとって学校給食を提供する施設での栄養士の経験（臨時の任用を含む。）または同等の経験を有している</p> <p>(8) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</p>
勤務日数	<p>一月当たりの勤務日数は11日以上とし、一年間の総勤務日数は192日とする。</p> <p>* 勤務日の割り振りは、配置校の校長が定める。</p>

勤務時間	1日 7時間45分 (勤務時間は配属校の勤務形態による。) (例: 11時30分から20時まで) 所定勤務時間を超える勤務の有無 (業務の必要上やむを得ない場合)
休憩時間	上記勤務時間の間の45分
休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、 母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、 慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、 健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分 休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります が、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬	月額 208,100円 (通勤手当相当額を別途支給) ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込に より支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

○上記勤務条件等については、制度改正等に伴い変更となる場合があり